

平成 14 年度 弁護士倫理研修実施状況

第二東京弁護士会

平成14年度弁護士倫理研修日程表

<実施：平成14年4月5日、8日>

14:30～15:00 受付（会館2階クレオBC前）

15:00 挨拶：第二東京弁護士会会长 井元義久

進行説明：研修センター副委員長 釘澤知雄

－第1部－ クレオBC

15:00～15:30 講演「綱紀委員会係属案件の傾向と弁護士倫理」

講師：山崎 恵 綱紀委員会委員長

15:30～16:00 講演「紛議調停委員会係属案件の傾向と弁護士倫理」

講師：白石光征 紛議調停委員会委員長

16:00～16:30 講演「セクシャルハラスメントについて」

講師：4/5 色川雅子 両性の平等に関する委員会委員

4/8 白井久明 両性の平等に関する委員会委員

16:30～16:35 委員長挨拶：研修センター委員長 尾崎純理

* * * 休憩・会場移動 * * *

－第2部－ 10階討論会場（班編成表をご覧ください）

17:00～19:00 事例研究討論会

19:00 終了

弁護士倫理研修について －お知らせと注意事項－

第二東京弁護士会研修センター

▼倫理研修制度について

倫理研修は、「会員研修規則」に基づいて平成7年度から実施されている履修義務を伴う研修です。対象は、原則として弁護士登録4年目、11年目、21年目、31年目になった方です。

たとえば、今回ですと・・・

登録4年目	H11.4.1～H12.3.31迄に入会した方（主に51期）
登録11年目	H4.4.1～H5.3.31迄に入会した方（主に44期）
登録21年目	S57.4.1～S58.3.31迄に入会した方（主に34期）
登録31年目	S47.4.1～S48.3.31迄に入会した方（主に24期）

といった方々が対象の中心となっております。

▼日弁連倫理研修との関係

平成10年度から日弁連でも日弁連会員に対して倫理研修が義務づけされました。そのため、理論的には、みなさんは「所属単位会の倫理研修履修義務」と「日弁連の倫理研修履修義務」が二重に課せられているかたちになっています。しかしながら、同じ時期に同じような研修を2つも履修するのは適切とはいえません。そこで、「単位会の研修を受ければ日弁連の研修も受けたことになる」という見なし認定の制度が作られました。当然、二弁の倫理研修はこの認定を受けてますので、今回ご参加されたみなさんは、日弁連の研修を受ける必要はありませんが、逆に、日弁連実施の研修を受けても、単位会の義務を果たすことはできないので注意してください。

日弁連実施の倫理研修

二弁実施の倫理研修

履修扱

←—————

履修



履修

————→

履修扱



2002年(平成14年)4月17日

理事者・事務局長 殿

会員課 内山博之

平成14年度弁護士倫理研修について(実施後報告)

標記研修を実施結果を以下の通り報告します。

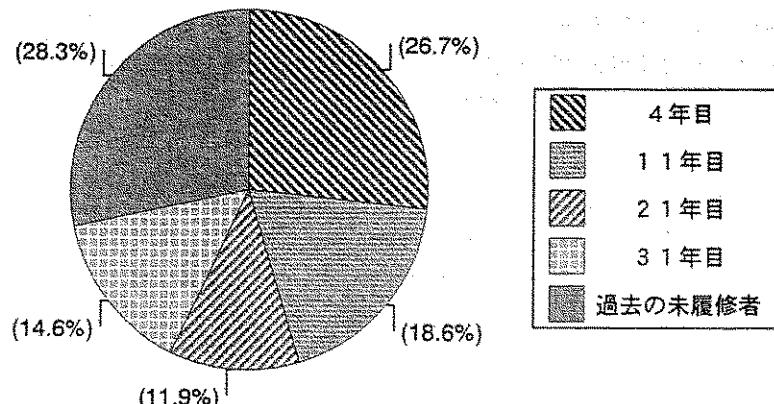
1. 対象者

会員研修規則によって登録4年目、11年目、21年目、31年目の会員が対象とされている。未履修者の占める割合が約28%を占めるに至っている。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 04年目 H11.4.1～H12.3.31 登録 (51期) | 99人 |
| (2) 11年目 H04.4.1～H05.3.31 登録 (44期) | 69人 |
| (3) 21年目 S57.4.1～S58.3.31 登録 (34期) | 44人 |
| (4) 31年目 S47.4.1～S48.3.31 登録 (24期) | 54人 |
| (5) 過去未履修者 | 105人 |

計 371人(H13.12.14現在)

対象者の内訳(総数371名)



2. 本年度実施状況

(1) 実施概要

次の日程・内容にて実施した。

- a.日時 平成14年4月5日（金）、同8日（月）15:00～19:00
- b.場所 会館2階クレオBC、同10階会議室
- c.内容 (a)第1部…講演会「綱紀委員会係属案件と弁護士倫理」「紛議調停委員会係属案件と弁護士倫理」「セクシュアルハラスメントについて」
(b)第2部…討論会「班編制のうえ、懲戒事例をもとに討論会を実施」

(2) 実施状況

a.事前出欠回答

H13.12中旬に、本研修の趣旨・制度の説明書を添えた開催通知をファクシミリにて送付し、出欠の回答を求めた。対象者のうち、206名から出席、25名から欠席の回答を得た（総回答率62.6%）。残る140名の対象者は出欠不明のため、事務処理上、出席予定として扱った。

b.事前アンケート回答

より円滑かつ充実した研修とするため、討論会で取り上げる事例について、参加者にあらかじめ検討を加えていただき、アンケート形式の回答を回収することとしている。出席予定者（含 出欠未回答者）346名のうち、締切日までに100名から回答アンケートを得た（回答率28.9%）。

c. 当日の履修状況

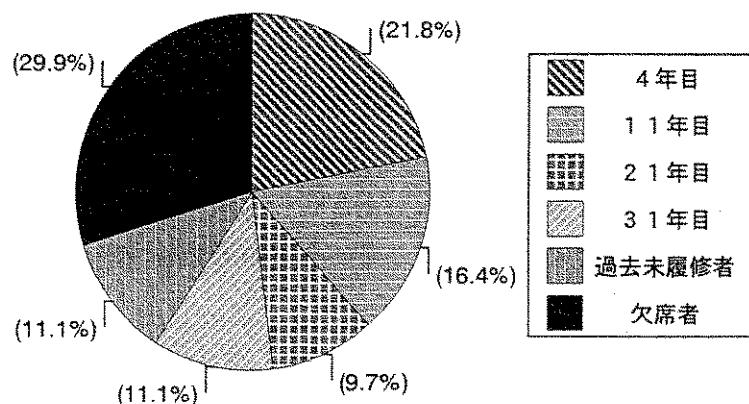
当日の履修者は、以下のとおりである。

(a) 研修出席数	4年目	81名
	11年目	61名
	21年目	36名
	31年目	41名
	過去未履修者	41名

総出席者 260名 (総出席率 70.0 %)

(b) 次年度縁越者 111名

出席者内訳と欠席者の割合



d. 実施後アンケート回答

次年度の企画の参考とすべく終了後にアンケートを実施し、参加者のうち215名から回答を得た（回答率82.6%）。なお、集計結果を別添する。

3. 平成15年度対象者

平成15年度では、以下の会員が対象者となる（H14.4.16現在）。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 04年目 H12.4.1～H13.3.31登録（52期） | 99人 |
| (2) 11年目 H05.4.1～H06.3.31登録（45期） | 59人 |
| (3) 21年目 S58.4.1～S59.3.31登録（35期） | 37人 |
| (4) 31年目 S48.4.1～S49.3.31登録（25期） | 39人 |
| (5) 本年度からの繰越者 | 111人 |

※(1)については53期をのぞく

計 345人（H14.04.17現在）

4. その他

(1) 履修率の傾向

当会における倫理研修の履修状況は、

- | | |
|---------|------------------------|
| ・平成07年度 | 対象者224名／出席者154名（68.7%） |
| ・平成08年度 | 対象者180名／出席者146名（81.1%） |
| ・平成09年度 | 対象者261名／出席者132名（50.5%） |
| ・平成10年度 | 対象者340名／出席者247名（72.6%） |
| ・平成11年度 | 対象者289名／出席者213名（73.7%） |
| ・平成12年度 | 対象者332名／出席者202名（60.8%） |
| ・平成13年度 | 対象者332名／出席者229名（68.9%） |
| ・平成14年度 | 対象者371名／出席者260名（70.0%） |

となっている。平成9年度と平成12年度に激しく落ち込んでいるが、その他については、慣例的に目標とされている70%を満たすか、あるいは近接している。

(2) 本年度の特徴

本年度は、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則第6条をうけて、30分枠ではあるが会員に対するセクハラ研修を実施した。参加者からの反応の詳細はアンケート集計結果に譲るが、この種の企画を必要とする意見が53%、不要とする意見が15%であった。

(3) 今後の課題

a.研修に関する会員からの反応の鈍化

上記報告にあるとおり、出欠回答やアンケート回答について、その反応が下降傾向にある。また、倫理研修の義務化について、毎年、広報誌や全会員発送にて情宣を行っているが、~~実施直前になつて義務化△のクレーム等を少なからず受ける。~~

近年、当会では新規登録弁護士研修や継続研修等の新世代の研修制度を急速に整備し、義務化を推進しているが、会員の「研修への興味薄」は、今後の研修制度運営に当たり大きな問題になると予想される。

b.会場の不足等

本年10月より、倫理研修も継続研修の一環に位置づけられることによって、未履修者に対してより強い履修催促が可能となり、より多くの対象者の参加が予想される。しかし、現在の討論会方式では、おおむね、160名／日しか処理できない（従って、本年度の実際上の受入可能数の上限は320名であった）。

よって、開催日を現在の2日間から3日間、あるいは4日間に増やす、あるいは会場を他に移す等の措置が必要となると思料する。

しかし、いずれの方法によても、現状で相当程度の負担を担っている担当委員の確保という問題があることを付け加える。

以上

平成14年度弁護士倫理研修

事後アンケート集計結果

1. 基礎データ

- (1)研修対象者 371名
- (2)研修出席者 260名（出席率 70.0%）
- (3)前年度比 1.1%の出席率向上（前年度出席率 68.9%）
- (4)事後アンケート提出者数 215名（提出率 82.6%）

2. 集計結果

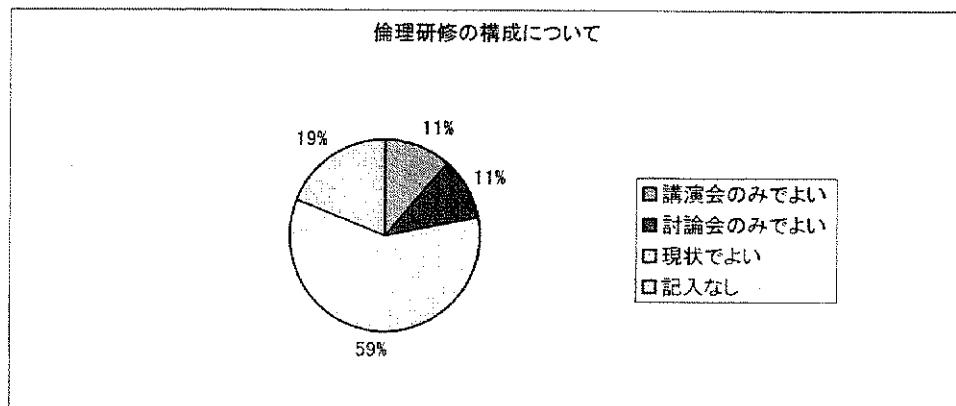
(1)集計にあたっての留意点

- a.記載内容に基づいて機械的な分類によっている
- b.おおむね同じような趣旨の記載は、同一のものとして分類している
- c.特徴を有する記載については、別個に文章を掲載している

(2)集計状況

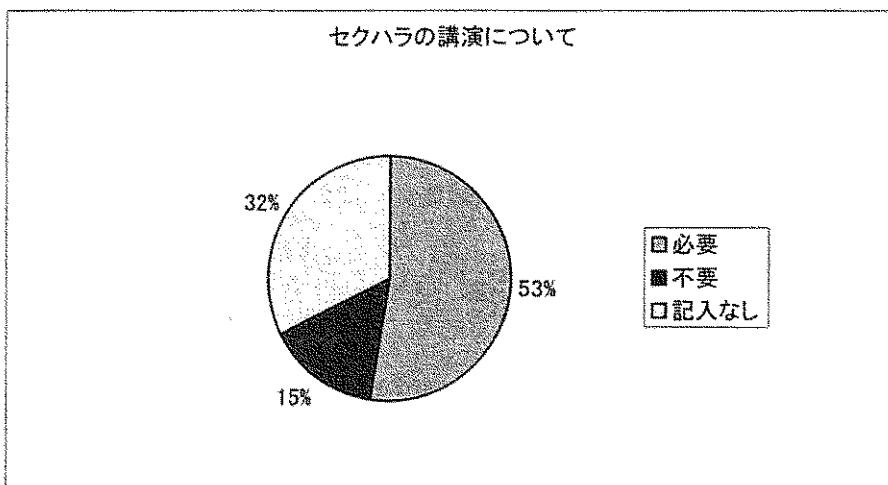
▼ 現在、倫理研修は講演会と討論会の二部構成になっています。これについてご意見をお願いします。

講演会のみでよい	討論会のみでよい	現状でよい	記入なし
30	28	157	50



▼ 今回は、倫理研修に絡めて「セクシュアル・ハラスメント」の研修を組み込みました。ご感想をお聞かせください。

必要	不要	記入なし
139	40	86



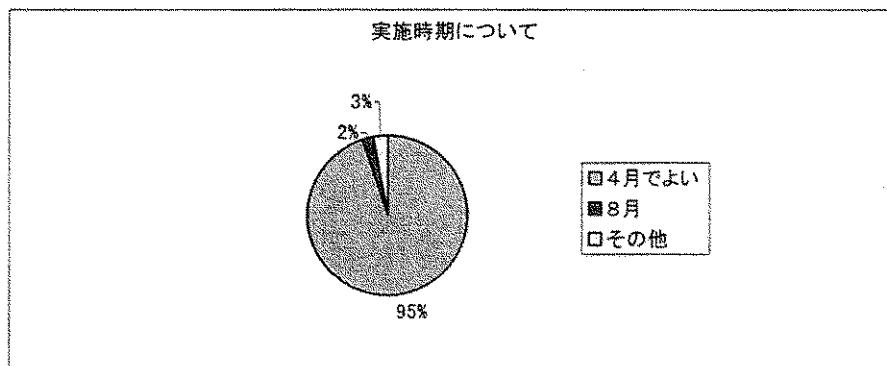
※ 特徴を有する記載

- 女性弁護士、女性修習生が雇用弁護士、指導担当から受けるセクハラにつてもふれてほしい。
- 様々な側面から倫理をとらえることは必要である。

▼ 講演時期、時間等についてご意見をお聞かせください。

▽講演時期

4月でよい	8月	その他
251	6	8

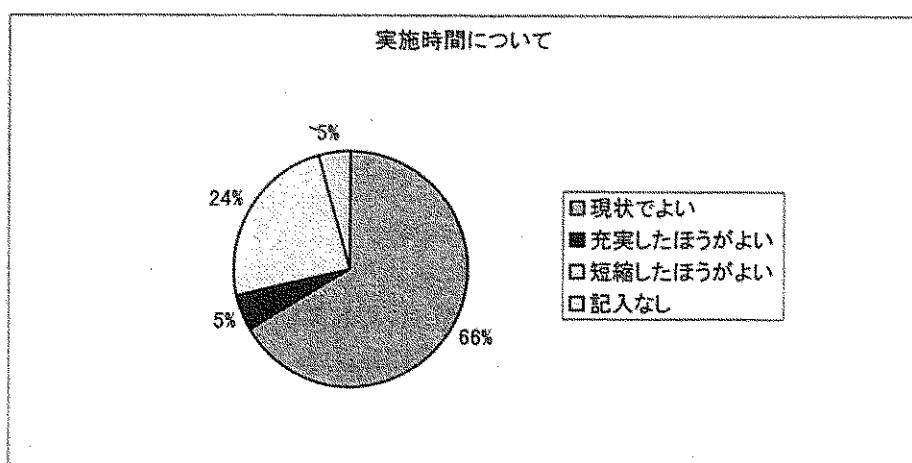


※ 特徴を有する記載

- a. 3月から6月にかけた期間は業務多忙の可能性が大きい。これを避ける等の配慮がほしい。

▽講演時間

現状でよい	充実したほうがよい	短縮したほうがよい
176	13	64



▼その他ご意見がありましたらお願ひします。

- a. 期を混合することで議論が多様化してよい。
- b. 事例が難しく（細かすぎ、中途半端）で回答しにくい
- c. 研修全体の内容に問題あり
- d. 討論会の際の講師陣にある程度の統一見解を示してほしい
- e. 倫理研修の回数を増やすべきでは
- f. 年に数回開催して、各個人の仕事にあわせて履修できるようにしてほしい
- g. 討論会の時間配分を検討してほしい
- h. 討論会の班をもう少し少人数にしてほしい
- i. 事前アンケートを書かせるには負担である

以上

事例 1

- 1 X会社は、平成3年に設立された、コンピューターおよび通信関連の事業を行ういわゆるベンチャー企業（発行する株式総数8000株、1株の金額5万円、発行済み株式数2000株、資本金額1億円）であり、創業者であるAが発行済み全株式を所有し、設立以来代表取締役をつとめていた。
- 2 Bは取引先金融機関、Cは業務提携先の大手電機メーカー出身で、Bは専務取締役、Cは常務取締役としてそれぞれX会社の財務部門および技術部門を統括していた。
- 3 Yは、X会社設立前からAと面識があったことから、X会社設立時からX会社の法律顧問に就任し、Aを通じてX会社のために契約書を作成したり、訴訟代理人として訴訟活動をしたほか、日頃からAに相談されれば、X会社の経営全般についてアドバイスするなどしていた。その過程で、YはB、Cとも何度も打ち合わせをしたことがあり、十分面識をもっていた。ただし、Yは、A、B、Cから個人的に依頼を受けて法律事務を行ったことはない。
- 4 X会社は、平成12年頃から業績が悪化しはじめ、外部からの支援を受けて会社を再建しようとするB、Cと、あくまで独自路線を貫こうとするAとの対立が激化し、B、Cは、Aが近々B、Cを解任するのではないかという危惧を抱き、その前にX会社からAを排除しなければX会社は取引先金融機関や業務提携先の信用を失って倒産し、多くの従業員が路頭に迷ってしまうと確信するに至った。
- 5 Yは、そのころ、A、B、Cから交々そのような会社の内情を聞かされ、AからはB、Cを、B、CからはAを、それぞれ会社から排除する方法について法律的見解を尋ねられたが、双方に対し、「AとB、Cは、お互い古い仲間なんだからよく話し合って解決してください」というにとどまった。
- 6 B、Cは、平成13年9月14日、人間ドックのため入院中のAに何ら招集通知をすることなく取締役会を開催し、新株発行の決議をし、同決議に基づき、平成13年9月30日、新株を6000株発行した。同株式はCの出身母体である電機メーカーが全株引受け、払い込みを完了した。なお、発行価額は、公正な価額であり、定款に基づき新聞紙上において新株発行事項が公告されたが、Aの目には触れなかった。

（小問1）

Yは、上記を知ったAから、直ちにB、Cの解任と職務執行停止・代行者選任の仮処分を申請してほしいと依頼を受けた。Yがこれを引き受けることに問題はあるか。

（小問2）

Aの説明により、本件の実態はB、Cによる会社の乗っ取りであり、新株発行決議の手続にも瑕疵があるから、X会社の真の所有者はいまだAであると確信したYは、X会社との法律顧問契約を解除したうえ、Aの訴訟代理人として、X会社に対し、新株発行無効の訴えを提起した。弁護士倫理上問題はあるか。

(小問3)

上記新株発行後、X会社は臨時株主総会を開催してAを解任した（Yがその件についてAから何も相談及び訴訟乃至仮処分申立の依頼を受けていないものとする）。その後Yは、X会社の新経営陣から、Aの在任中の職務執行に不正があったとして、X会社を代理してAに対し損害賠償請求訴訟を提起するよう依頼を受けた。Yがこれを引き受けることに弁護士倫理上問題はあるか。Aに対して責任追及するかどうかを審議するための外部専門家委員会に加わってほしいとの依頼であったらどうか。

事例 2

A弁護士とB弁護士は、極く一部を除き、その収入・支出とも完全共同とするパートナー事務所を開設している。2人のパートナー以外には3人の勤務弁護士K, LおよびMがいる。訴訟事件については5人の弁護士連名の委任状をもらい、裁判所提出書類には、5人全員を代理人として表示することを常としていた。

Y依頼人からの訴訟事件も同様に受任し、A弁護士と勤務弁護士Kが第一審の訴訟進行に当った。なお、B弁護士は、Y依頼人が初めて事務所に来て受任を依頼した際に、A弁護士とともにY依頼人に面会し、初対面の挨拶だけはしたが、それ以来、Y依頼人には会っていない。第一審のXからの本訴提起、Yからの反訴提起に関する第一審判決はXの本訴、Yの反訴いずれも一部認容、一部棄却という内容であった。そこでYは、AおよびK弁護士に「控訴をお願いします。」と口頭で言うとともに、2日後にA, B両弁護士宛先として「一審判決につき控訴提起をよろしくお願いします。」とFAXを送付した。事務所内では、A弁護士とK弁護士がYの事件を扱っていると理解されていたので、このFAXはAとKにのみコピーが回され、B弁護士には回付されなかった。

B弁護士は勤務弁護士Kから一審判決の内容およびY依頼人の控訴の意図を聞いたが、A弁護士が控訴を進めるものと考え、自身では何の措置もとらなかった。他の勤務弁護士Lも同じ頃Kと昼食を共にした際、裁判結果とYの控訴の意向について、K弁護士から聞いた。しかし、M弁護士はこの一審判決やYの意向について、誰からも聞かされなかった。

一方、A弁護士は他業務に忙殺され、本訴請求についてもそれなりにYの言分も認められたという思いが残ったまま、ついで、控訴期限を徒過させ、控訴を提起し損なってしまった。この間、勤務弁護士Kは、自身の結婚式準備で同じく忙殺され、A弁護士に控訴について念を押すことも、指示を得ることもしないまま、欧州へ8日間ハネムーンに出かけ、戻って来たのは控訴期間後だった。

Y依頼人から、事務所の全弁護士に「無責任極まる。損害賠償して欲しい。弁護士会に懲戒を申立てる。」と強く抗議を受ける中、A弁護士が急死してしまった。

(小問1) K, B, L, M各弁護士の行動はそれぞれ弁護士倫理上問題があるか。あるとすればどの倫理規定に抵触しているか、あなたの見解を理由を付して記して下さい。

(小問2) 仮に、次の様な事情があったとしたら、それぞれの事情は上記したあなたの見解に影響を与えますか。同じくあなたの考えを記して下さい。

- ①(事例と異なり) 事務所の形態が「完全共同」ではなく、経費のみを一定の割合で、A, Bが負担するというものであった。
- ②(事例と異なり) AとK以外にB弁護士にも依頼人YのFAXコピーが回付された。
- ③(事例と異なり) 依頼人Yに初めて会った際、B弁護士は挨拶だけでなく、事件の

内容についてもYから説明を受けた。

- ④依頼人YとA弁護士が最初に面談した際、A弁護士が「裁判所に提出する各書面には事務所の弁護士会員が名前を連ねますが、主に担当するのは、私とK弁護士になります。」と説明した。
- ⑤A弁護士は共同事務所を開設した数年前にも別の依頼者の案件処理に手続上の不手際をしたことがあり、B弁護士もそのことは知っていた。

事例 3

- 1 医療法人X（以下「X総合病院」という）の現在の理事長A（女性）と前理事長B（男性）は夫婦であるが、離婚手続きが進行中である。
Cは、Bの兄であり、都内で公認会計士及び税理士を営んでおり、平成12年9月までX総合病院の顧問税理士であった。
Dは、X総合病院の人事、渉外部長であり、経営方針を巡ってBと揉めていた。
Yは、平成12年4月頃までX総合病院の顧問弁護士であった。
- 2 Yは、Bから平成12年10月の時点で、
Cに対して、両者間において平成9年に行われたとされる遺産分割協議は不存在ないし無効なので同協議に基づいて所有権移転登記がされた相続財産の相続持分の返還請求事件を提訴すること及び遺産分割協議書の作成につき有印私文書偽造・同行使等で刑事告訴の可能性を検討すること、
Dに対して、経営方針を巡り口論の末、同人がBに暴行を加え、もって傷害を負わせたとして刑事告訴すること、
X総合病院に対して、真意に基づかず辞任届に署名捺印させられたこと及びBの辞任を認め、Aを理事長に選任した理事会が開催されていないことを理由にBが理事長の地位にあることの確認を求める地位保全の仮処分事件を申立てること、
をそれぞれ受任していた。
- 3 Yは、平成12年10月11日の夕刻頃、Y法律事務所において、自己の大学時代の同級生で、Bの紹介者であり、かつ同じ税理士会でCを良く知るZ税理士に対し、積極的に依頼はしていないが、内心ではB C間の仲介を取って貰うつもりで、「Aが預かり保管していたBの印鑑登録証明の交付カードと実印を勝手に使用して偽造した遺産分割協議書に基づき所有権移転登記をした。」旨が記載され、①「当該所有権移転登記は無効であり、よって所有権移転登記抹消登記手続き請求事件として管轄地方裁判所に提訴され」、②有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載・同行使、横領被疑事件として管轄警察署に告訴され」、③日本公認会計士協会（東京会）、東京税理士会に対し貴殿の公認会計士、税理士としての資格を問われることになります。」、④「貴殿から本書到達後1週間以内に誠意ある回答がない場合は、直ちに①ないし③の手続きをとる所存です。」と記載されたC宛の内容証明郵便（以下「本件通知書」という）の原稿、本件Dに対する告訴状、本件地位保全仮処分申請書、同申請書添付のB作成の陳述書とE作成の報告書を交付した（以下、まとめて「本件書面」という）。
- 4 Z税理士は、どちらかの立場に立って介入する気持ちはなかったが、CB兄弟が仲良くしてもらいたいという気持ちから、翌12日朝、Cに電話をかけて、「Yから書類を見せられた。兄弟仲良くしなさい。」と告げたところ、Cは「そんな話全部嘘です。やれるものならやつたらよい。」と取り合わず、一旦、電話を切った。ところが、同日昼頃、Z税理士はCから電話で、内容を検討したいのでFAXで送って欲しいとの依頼を受けて、本件書面をFAXでCに送信した。
- 5 一方、Yは、同12日午前中に本件通知書をCに発送した上、その写しを、午前11

時過ぎ頃、Z税理士宛にFAXによって送信した。なお、Yは、Dに対する告訴手続きについては既に9月中に申立て済みであり、また、Xに対する本件地位保全仮処分事件も10月10日付で申立て済みであったが、Cに対する所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟は訴状を書く準備に入っただけで提訴には至っておらず、Cに対する告訴手続きは何らの具体的な準備をしておらず、その後の調査で公認会計士協会や税理士会には弁護士会のような懲戒手続がないことを知り、公認会計士協会及び税理士会には何らの申立もしていない。但し、C、D及びXは、Yによるこれらの手続きの申立ての有無等については知らなかった。

(小問1)

Yは、本件に全く関係のないZ税理士に対して本件書面を交付しているが、弁護士倫理上問題はないか。

(小問2)

Yは、平成12年4月までX総合病院の顧問弁護士の地位にあった者であるが、そのような者が同病院を相手として行う本件地位保全仮処分事件の申立ては、弁護士倫理上問題はないか。

(小問3)

Yが、方針を確定する前に、Cに対して、上記①ないし③記載のような民事手続、刑事手続、懲戒手続を行う旨の本件通知書を送付することに弁護士倫理上問題はないか。

回答アンケート用紙（全5枚）

No1

事例をご覧いただいた上で、下記のアンケートにご回答下さい。

回答いただきましたら、第二東京弁護士会研修センター事務局 内山宛にご返信願います（tel 03-3581-2256 fax 03-3581-2404 E メール uchiyama-h@niben.or.jp）。回答の締切りは、平成14年3月8日（金）とさせていただきます。なお、本用紙のデータ版もご用意しております。ご希望の方は、内山のメールまでお申し込みください。なお、その際、「一太郎」「ワード」のいずれをご希望かも記載ください。

事例1について

（小問1）Yは、上記を知ったAから、直ちにB、Cの解任と職務執行停止・代行者選任の仮処分を申請してほしいと依頼を受けた。Yがこれを引き受けることに問題はあるか。

問題は ある • ない

理由-----

（小問2）Aの説明により、本件の実態はB、Cによる会社の乗っ取りであり、新株発行決議の手続にも瑕疵があるから、X会社の眞の所有者はいまだAであると確信したYは、X会社との法律顧問契約を解除したうえ、Aの訴訟代理人として、X会社に対し、新株発行無効の訴えを提起した。弁護士倫理上問題はあるか。

問題は ある • ない

理由-----

（小問3）上記新株発行後、X会社は臨時株主総会を開催してAを解任した（Yがその件についてAから何も相談及び訴訟乃至仮処分申立の依頼を受けていないものとする）。その後Yは、X会社の新経営陣から、Aの在任中の職務執行に不正があったとして、X会社を代理してAに対し損害賠償請求訴訟を提起するよう依頼を受けた。Yがこれを引き受けることに弁護士倫理上問題はあるか。Aに対して責任追及するかどうかを審議するための外部専門家委員会に加わってほしいとの依頼であったらどうか。

Yが引き受けることに問題は ある ・ ない

外部専門家委員会に加わってほしいと依頼した場合

問題は ある ・ ない

理由

事例2について

(小問1) K, B, L, M各弁護士の行動はそれぞれ弁護士倫理上問題があるか。あ
るとすればどの倫理規定に抵触しているか、あなたの見解を理由を付して記
して下さい。

<K弁護士> 倫理上問題は、 ある ・ ない

抵触する倫理規定 ()

理由

<B弁護士> 倫理上問題は、 ある ・ ない

抵触する倫理規定 ()

理由

<L弁護士> 倫理上問題は、 ある ・ ない

抵触する倫理規定 ()

理由

<M弁護士> 倫理上問題は、 ある ・ ない

抵触する倫理規定 ()

理由

(小問2) 仮に、次の様な事情があったとしたら、それぞれの事情は上記したあなたの見解に影響を与えるますか。同じくあなたの考えを記して下さい。

- ① (事例と異なり) 事務所の形態が「完全共同」ではなく、経費のみを一定の割合で、A, Bが負担するというものであった。

見解に影響を 与える • 与えない

理由

- ② (事例と異なり) AとK以外にB弁護士にも依頼人YのFAXコピーが回付された。

見解に影響を 与える • 与えない

理由

- ③ (事例と異なり) 依頼人Yに初めて会った際、B弁護士は挨拶だけでなく、事件の内容についてもYから説明を受けた。

見解に影響を 与える • 与えない

理由

- ④ 依頼人YとA弁護士が最初に面談した際、A弁護士が「裁判所に提出する各書面には事務所の弁護士会員が名前を連ねますが、主に担当するのは、私とK弁護士になります。」と説明した。

見解に影響を 与える • 与えない

理由

- ⑤ A弁護士は共同事務所を開設した数年前にも別の依頼者の案件処理に手続上の不手

際をしたことがあり、B弁護士もそのことは知っていた。

No4

見解に影響を 与える • 与えない

理由 _____

事例3について

(小問1)

Yは、本件に全く関係のないZ税理士に対して本件書面を交付しているが、弁護士倫理上問題はないか。

倫理上問題は、 ある • ない

抵触する倫理規定 ()

理由 _____

(小問2)

Yは、平成12年4月までX総合病院の顧問弁護士の地位にあった者であるが、そのような者が同病院を相手として行う本件地位保全仮処分事件の申立ては、弁護士倫理上問題はないか。

倫理上問題は、 ある • ない

抵触する倫理規定 ()

理由 _____

(小問3)

Yが、方針を確定する前に、Cに対して、上記③ないし④記載のような民事手続、
刑事手続、懲戒手続を行う旨の本件通知書を送付することに弁護士倫理上問題はないか。

倫理上問題は、ある・ない
抵触する倫理規定（ ）

理由 _____

回答者 _____ (期)